

矢板市若者市外通勤サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市若者市外通勤サポート補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、若者の市外転出の防止が喫緊の課題であることに鑑み、若者が本市において自分らしく、安心して豊かな生活を送ることができるよう、特に市外通勤に係る様々な経済的負担を軽減し、もって若者の定住の促進及び市外転出の抑制を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「市外通勤」とは、主たる又は常態的な勤務地又は勤務場所が矢板市外にあり、勤務のために矢板市内に所在する住居から当該勤務地又は勤務場所へ日常的に移動し、かつ、帰宅することをいう。この場合において、移動手段は問わない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録され、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請年度の4月1日時点で満年齢が35歳未満の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生又は生徒、同法に規定する専修学校の生徒及び各種学校の生徒を除く。）
- (2) 月15日以上市外通勤する者
- (3) 居住する住居について本人又は配偶者が所有権（持分を含む。）を有しない

者

- (4) 本人が属する世帯の世帯員の全てに市税の滞納がない者
- (5) 本人が属する世帯の世帯員の全てに暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者がいない者

(対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、申請年度の属する前年度の1月1日から申請年度の12月31日までのうち補助対象者が本市の住民基本台帳に記録され、市外通勤した期間とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象期間において補助対象者が月15日以上市外通勤した月数に月額2,500円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に、年度ごとに矢板市若者市外通勤サポート補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 就労状況証明書（別記様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、矢板市若者市外通勤サポート補助金交付決定通知書（別記様式第3号）又は矢板市若者市外通勤サポート補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときには、速やかに補助金

を交付するものとする。

(実績報告の省略)

第9条 この補助金については、規則第10条第1項ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略できるものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。